

丹波市西部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人敬愛会が開設する丹波市西部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）は、要支援者が指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及びその他の介護予防に資する保健医療サービス並びに福祉サービス（以下「介護予防サービス等」という。）の適切な利用ができるよう、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容並びにこれを担当する者等を定めた計画の作成、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう配慮して行う。

2 事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

3 事業は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

4 事業の実施に当たっては、利用者の意思等を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

5 事業の実施に当たっては、丹波市、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努める。

6 上記のほか「丹波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成27年丹波市条例第9号。以下「基準」という。）を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）名称 丹波市西部地域包括支援センター

（2）所在地 兵庫県丹波市氷上町絹山513

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び内容は次の各号に定めるとおりとする。

（1）管理者1名（常勤兼務職員 当地域包括支援センターの主任介護支援専門員を兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行うとともに、センターの職員に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（2）保健師1名（常勤専従）

- (3) 看護師 1 名 (常勤専従)
- (4) 主任介護支援専門員 1 名 (常勤兼務 管理者と兼務)
- (5) 社会福祉士等 1 名 (常勤専従)
- (6) 介護支援専門員 3 名 (常勤専従)

2 前項第 6 号に定める職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

【営業時間外の連絡先】 0795-82-7534 (医療法人敬愛会大塚病院代表番号)

(介護予防支援の提供方法)

第 6 条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所
事業所の相談室及び利用者の居宅等
- (2) サービス担当者会議の開催場所
事業所及び利用者の居宅等
- (3) 利用者の居宅への訪問

次の場合に、利用者の居宅を訪問し、面接を行うものとする。なお、利用者の居宅を訪問しない月については、可能な限り、指定介護予防サービス事業所を訪問して利用者と面接するとともに、面接ができない場合には、電話等により状態を把握するものとする。

ア アセスメント実施時

イ サービス提供月から起算して 3 か月に 1 回以上

ウ サービス評価期間終了月

エ 要支援者の状況に著しい変化があったとき

- (4) モニタリングの結果記録

1 カ月に 1 回以上

(介護予防支援業務の一部の委託)

第 7 条 指定介護予防支援の業務のうち次の各号に定める業務について、必要に応じ、指定居宅介護支援事業者に委託するものとする。

- (1) 指定介護予防支援に係るアセスメントの実施
- (2) 介護予防サービス計画 (以下「計画」という。) 原案の作成
- (3) サービス担当者会議の開催
- (4) 利用者に対する計画原案の説明
- (5) 利用者及びサービス担当者に対する計画書の交付

- (6) モニタリングの実施
- (7) 介護予防に係る効果の評価
- (8) 保険給付に係る給付管理業務
- (9) 利用者及びサービス担当者等との連絡調整
- (10) その他

2 前項の委託に当たっては、委託する指定居宅介護予防支援事業者に基準を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。

3 第1項の委託に当たっては、委託することについて、利用者又はその家族に十分説明し、文書による同意を得るとともに、利用者又はその家族に対して、委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の一覧を提示し、その意向を聴取するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示の額によるものとする。(当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときには利用者負担は生じない。)

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、丹波市氷上町、丹波市青垣町とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所の職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市役所・支所、利用者の家族等に連絡を行うとともに、「医療法人敬愛会事故対応マニュアル」により、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

2 事故により、利用者又は第三者に賠償すべき損害を与えた場合には、速やかに賠償するものとする。

(相談・苦情・ハラスメントへの対応)

第11条 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに、「医療法人敬愛会苦情対応マニュアル」により、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

2 利用者又はその家族からの相談・苦情・ハラスメントについて、丹波市が行う調査に対して、協力するものとする。

(秘密保持)

第12条 従業者は、個人情報保護法及び医療法人敬愛会個人情報管理規程を遵守し、業務上知り得た秘密を保持するものとする。

2 従業者であった者については、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た秘密を保持させるための必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村又は地域包括支援センターに通報するものとする。

第 14 条 事業所は、次の各号に定めるところにより、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、勤務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
 - (2) 現任研修 年 1 回
 - (3) 感染症に関する研修 年 2 回
- (事業継続計画)

第 15 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第 16 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し、掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人敬愛会と事業所管理者との協議により定めるものとする。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。